

中央公園(ファミリープールを含む。)に係る指定管理者候補者の選定について

中央公園(ファミリープールを含む。)について、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地
広島市中区基町
- (2) 設置目的
市民の文化、スポーツとレクリエーション活動の振興に資することを目的とする。

2 選定(非公募)の概要

- (1) 指定管理者候補者名
公益財団法人広島市みどり生きもの協会(広島市中区基町4番41号)
- (2) 非公募理由
本市では、中央公園の今後の活用について検討してきており、その中で中央公園全体の一体性や施設配置のあり方などについて検討している。
中央公園において、旧市民球場跡地の開発、サッカースタジアム建設及び広島城周辺の整備が予定されており、当該区域が次期指定管理期間中に現在の指定管理の範囲から順次外れていく。これらの再整備の過渡期において適切に公園を管理するには、長年中央公園の指定管理を担ってきた公益財団法人広島市みどり生きもの協会の知見が必要不可欠であるため、公募による選定は行わず、同協会を非公募により指定管理者とする。

3 都市整備局指定管理者指定審議会(公募要綱等審議・非公募施設審査部会)委員

役職	職名	氏名
会長	都市整備局長	中村 純
副会長	都市整備局次長	木村 良一
委員	経済観光局長	津村 浩
委員	都市整備局指導担当局長	谷 康宣

4 審査の概要

- (1) 審査の方式
都市整備局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。
審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。
- (2) 評価基準
評価項目

評 価 項 目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 中央公園の管理運営を行うにあたっての基本方針は設置目的に沿ったものになっているか。 ② 中央公園における事業の進捗に伴い、事業範囲が変更になることを踏まえた提案になっているか。 ③ 中央公園の維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ④ 施設の利用促進に係る数値目標が達成されるものになっているか。 ⑤ ソフト、ハードの両面から利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ⑥ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**公益財団法人広島市みどり生きもの協会**を指定管理者候補者として選定した。

申 請 者	公益財団法人広島市みどり生きもの協会
評 価 項 目 1	適
評 価 項 目 2	適
評 価 項 目 3	適
評 価 項 目 4	適
◎ 指定管理料上限額 4億6,307万2千円	
◎ 指定管理料提案額 4億6,307万2千円	

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

6 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進する行政施策に関する取組状況について確認を行った。

＜指定管理者候補者となった公益財団法人広島市みどり生きもの協会の取組状況＞

確 認 項 目		取組状況	備 考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率の達成状況【法定雇用率（2.3%）】	達成 (4.48%)	雇用義務有り
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21 の取得	無	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	未策定	策定努力義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当
		本店がなく支店がある場合	—
		その他事業所等がある場合	—
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当
		5割以上で8割未満の場合	—
		2割以上で5割未満の場合	—